

観光振興のための税制

外客来訪促進地域の宿泊拠点地区において政府登録ホテル・旅館が整備する一定の設備等に係る特例措置の延長

内 容

外国人観光旅客の地方圏への来訪を促進するため、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律において規定される外客来訪促進地域の宿泊拠点地区における政府登録ホテル・旅館の外国人観光旅客の利用に資する設備・施設に係る特例措置を一定の見直しの上、適用期限を2年延長する。

(延 長)

法人税・所得税：特別償却30%又は税額控除7%

特別土地保有税：非課税



税制措置による効果

- ・来訪地域の多様化の促進
- ・国際相互理解の進展
- ・地域経済の活性化